

資料5 1～3号揚水井戸の運転条件及びモニタリング計画案について

# 1～3号揚水井戸による揚水対策

- ① 3孔同時の試験運転結果より、1号と2号揚水井戸の中間付近に位置する汚染地下水（No.90井戸付近）は、一部3号揚水井戸の方向へ流下する可能性がある（図5-1参照）。
- ② 1号および2号揚水井戸付近は高濃度の汚染地下水が存在しており、また3号揚水井戸付近においても地下水の汚染が確認されている（図5-2参照）。
- ③ ①、②のことを踏まえ、当該地域の高濃度の汚染地下水を1号と2号揚水井戸で汲み上げるとともに、地下水汚染をこれ以上当該対象地の北側へ広げないために3号揚水井戸においても揚水対策を行う。

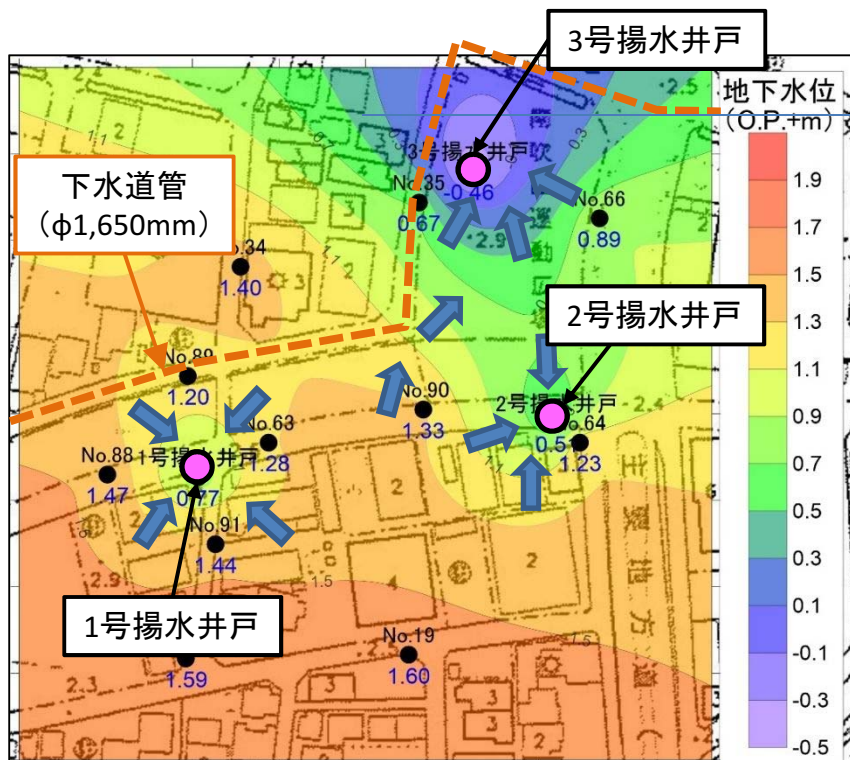


図5-1 地下水位コンター図(揚水中:H31.5.14)

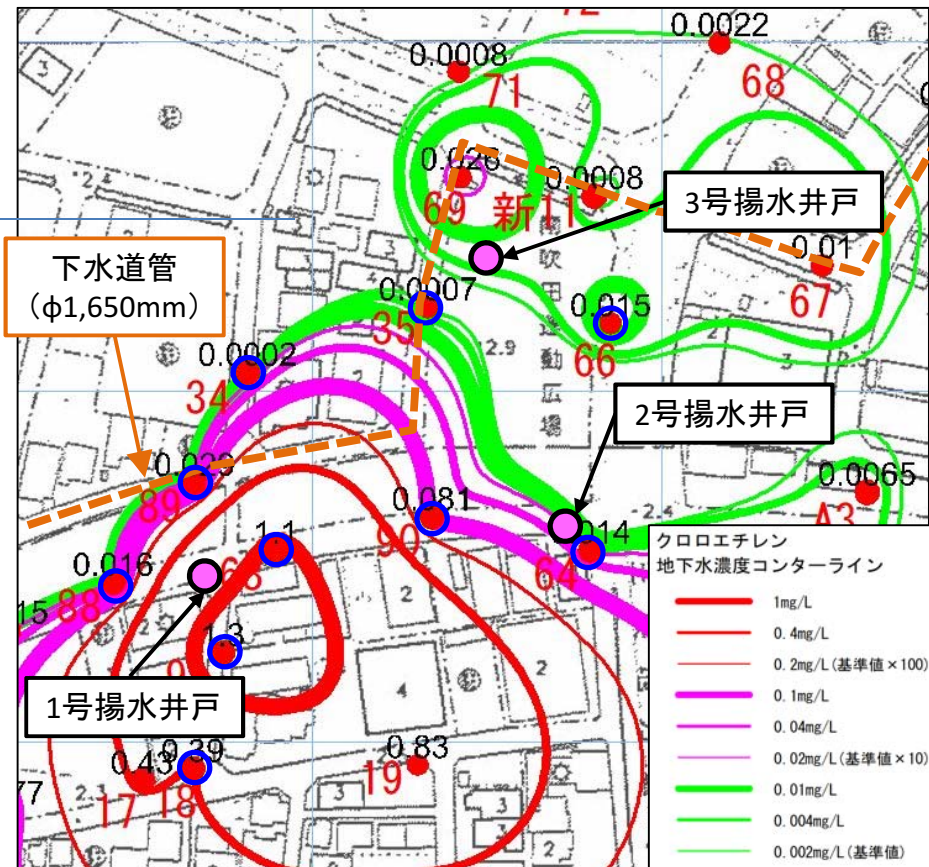


図5-2 クロロエチレンによる地下水汚染分布図(H31.2時点)

# 1～3号揚水井戸の運転条件について

## 【運転条件】

- ① 3孔同時の揚水を基本とする。
- ② 各揚水井戸の揚水量は適正揚水量以下で運転管理を行う。

揚水井戸	稼働条件
1号揚水井戸	20m <sup>3</sup> /日程度以下
2号揚水井戸	32m <sup>3</sup> /日程度以下
3号揚水井戸	30m <sup>3</sup> /日程度以下

## 【運転管理計画】

- ① 対策実施中は適宜揚水量を確認するとともに、揚水井戸およびその周辺観測井戸に自記水位計を設置し、地下水位の変動状況をモニタリングする。
- ② 揚水量および周辺地下水位の変動状況を踏まえ、必要に応じて揚水量を減らす、または一時的に揚水を停止し、水位の回復を待ってから運転を再開する等の対策を講じる。
- ③ 特に3号揚水井戸については、上流側に位置する1号および2号揚水井戸で揚水を行っていることから、地下水の供給量が減ることとなる。単孔では適正揚水量であったとしても、3孔同時に揚水を行った場合は、地下水の供給量に対して過剰な揚水(急激な地下水位の低下)となる可能性もあることに留意し、運転管理を行う。

# モニタリング計画案

項目	内容
地盤沈下	① 定期的に水準測量を実施(揚水井戸周辺の定点(16地点)×2回/年)
地下水位	② 揚水井戸(3孔)および周辺観測井戸(11孔)に自記水位計を設置し、連続測定を実施 ③ その他の周辺観測井戸の地下水位は手計りによって測定(4回/年)
地下水質	④ 揚水井戸および周辺観測井戸の一斉水質モニタリング(4回/年)

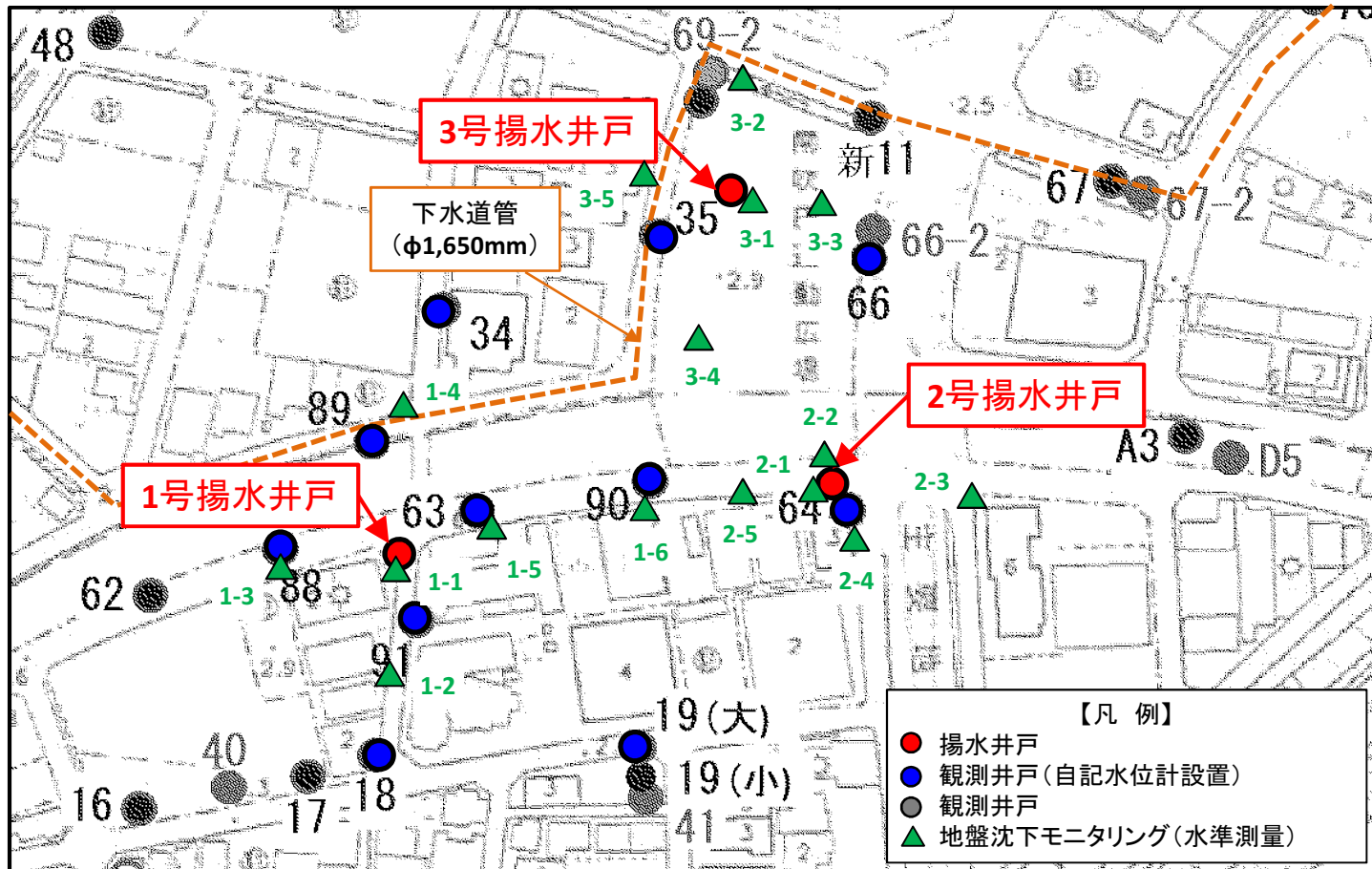


図5-3 揚水井戸および自記水位計設置観測井戸の位置図